

ドイツの原子力政策に関するコンセンサス協議における合意について

平成12年6月26日

科学技術庁原子力局

1. ドイツにおける1998年9月の総選挙の結果、社会民主党と90年連合・緑の党の連立政権が発足し、脱原子力政策を発表。

その後、連邦政府と電力会社との間で、本件に関するコンセンサス協議が行われてきたが、本年6月14日、連邦政府（シュレーダー首相、ミュラー連邦経済大臣、トリッティン連邦環境大臣）及び電力会社代表との間で原子力発電所の運転期間を基本的に32年にすること等が以下のとおり合意された。

2. 合意の主な内容

①既存施設の運転の制限

- ・ 発電開始から32年間を基本的な法的運転期間とする。
- ・ 法的運転期間から、これまでの運転期間を差し引いた期間で発電できる発電量を設定し、この発電量に達した時点で、当該原子力発電所は閉鎖することとなる。
（この計算に基づく全発電所の合計最大発電量は約2.6兆kWh）
- ・ この発電量は他の原子力発電所に転用させることができる。

②残存期間中の施設の運転

- ・ 連邦政府は、高い安全基準の維持及び関連法令の遵守の下、残存運転期間における原子力発電所の妨害なき運転及びバックエンドを保証する。

③バックエンド

- ・ バックエンド問題には州への負担が公平に分配されることが特に必要であり、連邦政府は各州に対し、この問題の解決に向けて建設的に参画することを望む。
- ・ 電力会社は出来るだけ早くサイト内又は、近傍に中間貯蔵施設を設置する。
- ・ 使用済燃料の処理処分については、2005年7月1日以降は直接処分のみに限定する。それまでの間、再処理のための輸送は容認される。
- ・ ゴアレーベン（ガラス固化体及び使用済燃料の地層処分候補地）岩塩層の調査は、その構想上、安全技術上の問題が解明されるまで、3～10年間中断する。

④その他

- ・ 連邦政府及び電力会社は、今般の合意及びその実行に際してお互いに補償要求を行わない。

3. 今後の予定

- ・ 連邦政府は、今般の合意に基づき原子力法改正案を起草する。
（連邦政府は、原子力発電所の新設の禁止と中間貯蔵施設の設置・使用の義務を法的に課すことも意図している。）

〔エネルギー供給構成〕

(単位：石油換算百万トン)

	1 9 9 6 年	1 9 9 7 年
石 炭	9 0 . 1 (25.6%)	8 6 . 3 (24.8%)
石 油	1 3 8 . 9 (39.5%)	1 3 9 . 3 (40.1%)
天然ガス	7 5 . 2 (21.4%)	7 1 . 9 (20.7%)
原子力	4 1 . 7 (11.9%)	4 4 . 4 (12.8%)
水 力	1 . 9 (0.5%)	1 . 5 (0.4%)
地熱・太陽・他	0 . 2 (0.1%)	0 . 3 (0.1%)
バイオ・廃棄物	3 . 8 (1.1%)	3 . 8 (1.1%)
輸入電力	－ 0 . 5 (-0.1%)	－ 0 . 2 (-0.1%)
合 計	3 5 1 . 3 (100.0%)	3 4 7 . 3 (100.0%)

出典：IEASTATISTICS/ENERGYBALANCESOFOECD COUNTRIES1996-1997

〔発電設備容量〕

(単位：万 kW)

	1 9 9 6 年	1 9 9 7 年
水 力	9 0 2 (7.4%)	8 9 2 (7.4%)
火 力	8 , 8 1 3 (72.7%)	8 , 7 4 0 (73.0%)
原子力	2 , 4 1 1 (19.9%)	2 , 3 4 9 (19.6%)
合 計	1 2 , 1 2 6 (100.0%)	1 1 , 9 8 1 (100.0%)

出典：海外電力調査会「海外電気事業統計」1999

〔発電電力量〕

(単位：億 kWh)

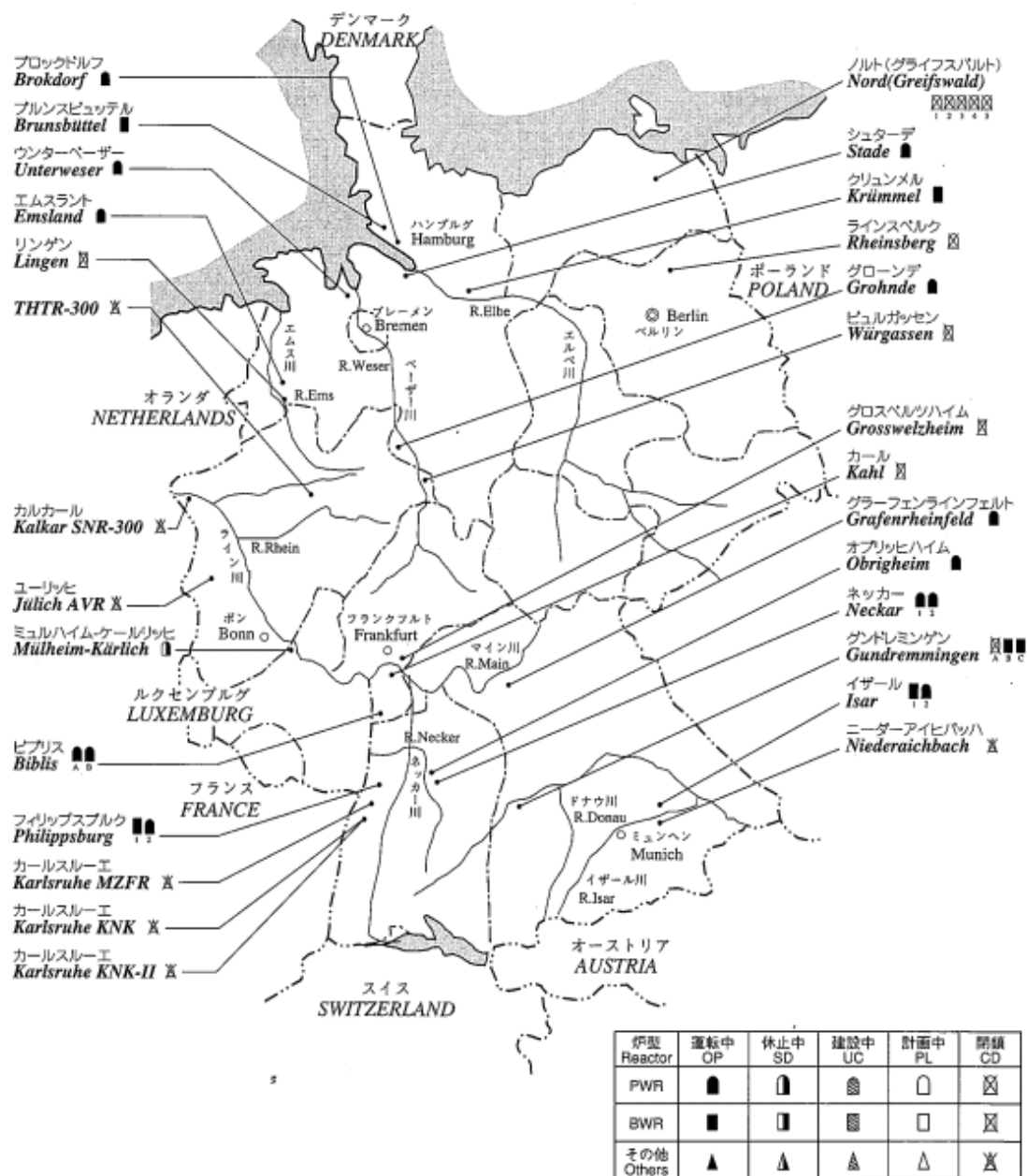
	1 9 9 6 年	1 9 9 7 年
水 力	2 1 7 (3.9%)	2 0 9 (3.8%)
火 力	3 , 6 7 0 (66.7%)	3 , 5 8 5 (65.2%)
原子力	1 , 6 1 6 (29.4%)	1 , 7 0 3 (31.0%)
合 計	5 , 5 0 3 (100.0%)	5 , 4 9 7 (100.0%)

出典：海外電力調査会「海外電気事業統計」1999

2. 原子力発電

○1998年12月現在、19基が運転中で、建設中及び計画中のものはない。

運転中	19基	2,221万kW
建設中	—	—
計画中	—	—
合 計	19基	2,221万kW



ドイツの原子力発電所